

## 指定催しの指定通知書

28消予第504号

平成28年9月7日

伊勢まつり実行委員会

会長 東 友章 様

伊勢市消防長 坂 口 典 生



伊勢市火災予防条例第42条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

### 記

|         |  |
|---------|--|
| 催しの開催場所 | 高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線（曾祢交差点周辺）～伊勢市駅周辺                            |
| 催しの名称   | 伊勢まつり  |
| 催しの開催期間 | 平成28年10月8日（土）10時00分から21時00分<br>平成28年10月9日（日）10時00分から17時40分 |

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。